

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

この間、日本共産党の芦屋支部では、町民の皆さんに町政アンケートを行いました。今回はですね、かつてなく回答が寄せられております。今このくらいですね集まってきています。この中にはですね、やっぱり町政や国政に対する意見や要望がびっしりと書かれており、生活の苦しさ、そして住民の要求、こういったものが切々とつづられています。

この中で、「あなたの暮らし向きはどうですか。」とこういった項目を設けています。その問いに対して、ほとんどの方が「苦しくなった。」と答えており、その理由としては「給料が減った。少なくなった。」また「年金になった。年金が下げられた。」また「仕事や売り上げが減った。」など、こういった理由で生活が苦しくなったことを訴えています。

「困っていることは何ですか。」との問いには、やはり「非正規雇用で不安定であるということ。」また「医療費や医療保険税が高いこと。」「介護保険料や利用料が高い。」こういったことなどですね、現在の安倍政権が行っているアベノミクスによる円安、増税不況、こういったものが国民生活を直撃して悪化している。こういった実態が浮き彫りになってます。こういった安倍内閣が暴走政治を突き進み、国民生活を直撃するときに、その悪政の防波堤となり、住民の暮らしと命を守っていく。これがやはりですね、地方自治体の大きな使命だと私は考えております。住民の福祉と社会保障、教育に重点をおき、国の悪政から住民の暮らしを守る芦屋町政であるということが、本当にいまこそ求められているというふうに思います。

こういった観点から、福祉と暮らしの問題について質問いたします。

まず第一に福祉会館についての質問をいたします。1 点目、福祉会館は昭和 60 年に建設されていますが、30 年近くたっているが現状はどのようなになっているのか。その点からお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昭和 60 年 4 月に開館しました福祉会館は、社会福祉協議会の事務所として利用されていますほか、ボランティア連絡協議会でございます「手をつなぐりボンの会」及び「老人クラブ連合会」の活動支援場所などとして利用されております。

ヘルパーステーション部分は、社会福祉協議会が訪問介護事業を実施するために建設し、平成 14 年 4 月に町へ寄付されております。

建設後、29 年を施設は経過しておりますけれども、躯体的には特に問題がありませんでしたので、町でこれまで大きな改修などは実施しておりません。

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

昭和60年に建設されて29年たっているということですが、そういった点では、昭和50年代60年代という点では、まだ耐震問題とかいうのはあまりよくクローズアップされてなかったわけですけど、耐震基準こういったものは福祉会館は十分なのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

耐震診断が必要なものにつきましては、昭和56年以前のものを対象としております。福祉会館につきましては昭和60年の建設でございますので、耐震改修を要する施設ではないというふうに判断しております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応、昭和56年までで、56年以降については耐震もですね、施して建設するというそういったふうなことになっていきますが、ただ問題なのはですね、阪神大震災を契機にして、その耐震ではやっぱり不十分であるということで、建設物の耐震改修の促進に関する法律というのが制定されました。その後ですね平成18年にですね、やはり福岡にいろいろ大きい地震もありまして、建設物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針というのも出ています。その後、福岡の西方沖地震とか新潟の地震とかありまして、東日本大震災が起こったということで、やはり全面的な公共施設の耐震を見直すということが言われていまして、平成25年にはですね、耐震改修促進法というのが施行されています。そういったふうに見ますと、ただ昭和56年以降の適応を受けているということで、公共施設として、いろいろな先ほど言ったボランティア団体だとか、福祉の関係の方とかそういった者が集まる場所。まあ当然いろいろな災害が起きたりするときにはですね、住民が避難する場所とかそういったふうなことになっているところが、現在耐震診断も行っていないという点では、それはどうなのかなと思いますが、今後耐震診断を行うと言う考え方はございますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、川上議員がご指摘ございました耐震改修促進法ですね。これに基づいて町は耐震診断を実施していま

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

す。その中では先ほど言いましたように、昭和 56 年以前に建設されたものがその対象であるということです。この福祉会館につきましては耐震改修促進法に基づいて、耐震診断は必要ないというふうに判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

はい。わかりました。それでは 2 項目の近隣の町の福祉会館に相当する施設はどのようになっているのか。この点についてご質問いたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉協議会の事務所があること。それから、施設で福祉や健康づくりの活動やサービスの提供が行われているという前提で説明させていただきます。

郡内なんですけども、水巻町は第二庁舎という位置づけですが、平成 7 年度に整備された、いきいきほーろがございまして。設置目的は世代間交流や健康づくりの場を目指すものとなっております。施設管理は町が行っており、社会福祉協議会は賃料を支払って事務所を設置しております。

遠賀町は平成 12 年度に整備された、ふれあいの里が相当します。施設の設置目的は他世代間の交流を図り、教養と福祉の向上を図ることとされており、施設は歴史民俗資料館、入浴施設や研修室、宿泊棟などで構成されています。施設管理は社会福祉協議会が指定管理者となって管理し、事務所も設置されております。

続きまして、岡垣町は平成 9 年度に岡垣総合福祉保健センターいこいの里が、町民の総合的な福祉と健康の増進及びふれあい交流の場の提供を目指して整備がなされております。施設には健康増進活動や研修に使用する会議室、入浴室、高齢者の在宅支援のためのデイサービスの実施場所、農園などの屋外施設で構成されております。管理は社会福祉協議会が指定管理者となってあたっており、事務所も設置されております。また、シルバー人材センターの事務所もございまして。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今言われたようにですね、どこの町の施設も平成 7 年以後に建て、私もそれぞれの施設には行ったことあるんですけど、よく言えば近代化されているという公施設です。施設自体の大きさも、芦屋町の福祉会館とは違いますし、また先ほど言われましたように、使われている内容としてもですね、浴室があつたりとか、

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

スポーツセンターがあったりとか、そういったことでいろいろ違うような状況ですが、そして社会福祉協議会が入っているということにおいても、指定管理者で入っていると、形態がいろいろ違っていますが、どちらにしてもですね、そういった点ではある程度ちゃんと設備されており、社会福祉法に基づくですね、社会福祉協議会の活動拠点としてなっているところです。こういった具合でですね、他町村ではその施設の整備が進んでいる中で、今後のですね、社会福祉の拠点としての社会福祉会館のありかたについて、こういった論議が必要と思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現時点ですが、担当課としては大型の福祉会館構想というのを持っておりません。また社会福祉協議会との協議事項も正式にはあがっておりませんので、27年度から進めます公共施設等総合管理計画を検討する中で、改めて検討が必要になるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この町ですね、今度の全員協議会で出された資料の一般会計財政シミュレーション。こういった中でも今後の大型事業の定義のあり方とか、福祉会館については触れられていません。当然それほど大きな施設でもないのですよね、こういった考えがなかったと思うんですけど、ただやはり今論議されている高齢者福祉計画。そして、障害者福祉計画、地域福祉計画の中、こういった中ではですね、やはり福祉会館の役割というのがですね、重要なものとなっております。そういった点ではですね、建てかえるとかそういった分ではなくて、やっぱり今芦屋町、スクラップアンドビルドがなくてですね、長寿命化計画の中で施設を使っていくというそういった方針を出していますので、やはり現状にあったですね、改修等がですね、必要だと思いますが、今は今後のですね検討課題になっているということですが、そういった点ではですね、こういった計画、その先ほど言った福祉計画ですね。さまざまな。そういった観点から整備するというお考えはございますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

それらの計画につきまして、それらの計画の視点から見た福祉会館の整備というのは検討は深まっていないというか、結論じみたことは出しておりません。ただ、今後の地域福祉それから高齢者福祉計画。こういったものを踏まえますと、やはり皆様方が歩いてというか、寄り付きやすいところで何か事業をする。介護

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

予防事業をする。交流事業をする。ということが、今後の計画の中では目指されております。そういった意味からしますと福祉会館というものではなくて、地域の公民館を活動したり自治区の公民館を活動したり、そういうふうにして地域福祉なり高齢者福祉を進めていこうという考えが大きいのではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

わかりました。

それでは、2点目のですね、障害者の相談支援体制について伺います。障害者総合支援法のもとでは、相談支援体制を強化し、支援を受けるすべての障害者についてサービス利用計画を作成することになっております。サービス利用計画の相談支援事業は、平成24年度からすべての福祉サービスを利用する人に義務付けられています。

一方で地域の委託相談支援施設は、県からの支援がなくなり、現在は、指定特定相談支援事業所になっております。指定特定相談支援事業所は3障害に対応ができるなどの条件があり、相談支援専門員は3年の専門相談支援実務経験などの専門家としての高いスキルが要求されています。

しかし、収入はサービス利用計画1件につき1万6,000円の計画策定報酬のみで、事業所は年度当初から赤字運営に陥っています。障害がある人の利用計画をつくるには、本人の意思表示があらわれるまでじっくり話を聞き、待ち、一緒に生活をしながら、ニーズを読み取るために多くの時間が必要だそうです。社会資源がまだまだ乏しく、ニーズがわかってもそれを満たす支援メニューがないことも課題になっています。

事業所からは、「本来は利用者にとって最もいい支援は何かを考えることが重要なのに、採算を考えると利用計画の数を多くこなすことばかり考えてしまう。」、「今一番望むのは財源を確保してほしい。」とこういった声が寄せられています。

事業所が赤字で、施設の運営費から持ち出しになっているこういった現状は放置できません。

そこで質問いたします。まず、1点目に相談支援は障害者福祉の推進の中でどのような役割を果たすことが求められているのか、町の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

相談支援は障害者本人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする役割を担っ

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、次の芦屋町の相談支援体制の現状と今後の方向性については、どのようにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の相談支援体制は、主に四つございます。

一つ目は、役場窓口での相談支援でございます。これは、福祉課障がい者・生活支援係で総合対応するものです。

二つ目は、障害者相談支援事業でございます。本事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施するもので、障害者などからの相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者などの自立した日常生活に寄与することなどを目的にしています。現在芦屋町は、みどり園、遠賀町の障がい者相談支援センターぷらむの2カ所へ相談事業の委託をしております。

利用実績は、23年度が21件、24年度が24件、25年度が88件、26年度が9月までですけども47件と、年々相談件数が増加しております。

三つ目は、身体障害者福祉法及び知的障害福祉法に基づき実施している相談事業でございます。これは24年4月から県から移譲されてきた事業で、芦屋町では2名の身体障害者相談員、1名の知的障害者相談員を配置しています。身体障害者の方の相談は、地域活動の支援及び更正援護、知的障害者の方の相談は教育、生活、修学などに関する対応を行っています。利用実績は、24年度は4件、25年度は5件、26年度は現在まで利用実績はあがってきておりません。

それから最後になりますけども、四つ目は計画相談支援事業でございます。平成24年の障害者自立支援法の改正により、相談支援の制度が変わって創設された制度でございます。障害者の方が、作業所への通所やケアホームの利用を始めるときなど、民間の相談支援事業所で相談を行って支援計画を作成するというものでございます。具体的に申し上げますと、相談支援事業所の相談支援専門員が、障害者一人一人に対し、相談を受けながら「サービスなど利用計画」を作成するものです。この後、この利用計画に基づいて、町が障害福祉サービスの利用決定を行います。国からは、24年度から26年度の3年間で、芦屋町全ての利用者の利用計画の作成が義務付けられておりますけども、26年度末までには133名全員の利用計画が作成

される見込みでございます。

それから、この相談支援事業の依頼先につきましては、各市町とも確保に苦勞している現状にあって、本町も町内外の事業所にも要請しましたが、なかなか難しい状況でございました。現状として、多くの利用計画の作成をみどり園に担ってもらっていますけれども、本年 1 1 月から社会福祉協議会が新しく相談支援事業所に指定されましたので、相談支援体制の充実が図られております。現状としては、町の窓口を除き、この三つの相談支援体制は継続する方向です。しかし、相談支援事業がかなり多くなっている現状もあります。相談支援体制の趣旨でございます障害者の方が、自立した日常生活や社会生活を営むことを目指す上で支障が生じるなどの恐れがあれば、状況を見ながら対応を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、相談支援体制というのが、四つに分かれているということですね、これはやっぱり障害者のそういった問題については支援者制度から障害者自立支援法、そして今度の総合支援法というそういったふうにとんどんどん法律もかわっていく中でですね、なかなか把握しにくいような状況になってはいますが、今一番問題になっているのが、4 番目のサービス利用計画をつくる相談問題です。これは冒頭も言いましたようにですね、1 件につき 1 万 6, 0 0 0 円の計画策定報酬のみということになってます。1 件に 1 万 6, 0 0 0 円ということで、1 人の相談員さんが月に 2 0 件回ったとしたら、3 2 万円の収入が得られるわけですけど、3 2 万円の中からもいろいろな必要経費とかそういった部分を引いていってもですね、いけば、当然相談員さんの人件費というのがなかなか出ないような状況が生まれてきています。そういった中で、そこら近所どうカバーするというふうになれば、その相談事業を受け持つ施設が、ほかのところからその分を補填していくという、そういったことが最初からもうわかっているような状況になっています。これについてはやっぱり、簡単に言えば国や県、町も含めて口は出すけど、金は出さんという、そういった状況が生まれているのが現場の状況です。それで、そういった点で自治体によっては、そういった状況の中でとてもこれは十分な相談体制が整っていない。さっき言ったように月に 2 0 件持って 3 2 万円が入ったとして、またあくる月に 2 0 件持って 3 2 万円の収入を得るというようになりますけど、ただこれはその数の上のことだけで、1 カ月目に 2 0 件持った方がサービス計画をすぐにできるかといったら、さっきも言ったようにいろいろな聞き取り調査とかことをやっていく中で、またそういったことで 1 カ月だけではなくて、またその次にも繰り越すとかいうことになって、2 カ月目に 2 0 件持てばですね、その 2 0 件の担当じゃなくて、4 0 件の担当となってくるそういったふうに相談員にもすごい大きな負担が出てきているから、十分な対応がとれないとそういった声が聞かれます。そういった点ですね、自治体によってはそういったところを解決していくために、一定のその横出し、自治体としての横出し支援を行いですね、そういった財政問題についての解

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

決を図ろうというそういったところをやっている自治体もあります。そういった点でですね、採算が合わないということについて、その町の援助、こういったことについてどういったふうに考えるのか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま川上議員のご質問ありました相談支援事業につきましては、介護保険制度同様にですね、民間の事業所で利用計画を作成するものでございます。介護保険がそうでありますように、現状の障害者福祉制度においては民間の事業所が利用計画を作成するものでございますので、補助制度にはなじまないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

「なじまないというように考えております。」ということですが、ただ、調べたところによると、やっぱり横出しをして、その分をやっている自治体もありますということなんですよ。聞くところによると、岡垣町も何らかのいろんな支援をして、そういった問題についての解決策を図っているということも聞いております。それで、先ほども、例えば、そういった点で、相談員の負担が大きくなるから、もっと相談するところをふやさないということですね、今度11月から社会福祉協議会が受けるということになっていますが、この社会福祉協議会が受けたとしても、1人相談員を担当することによって、そういったふうに月に10件しかないのであれば、その16万しか入ってこんど。あと残りの経費を引いた中で、残りの人件費は社協が負担するというそういった事態が生まれてくると思いますので、そこら近所がですねそれぞれ、みどり園にしても社協にしても、やはり障害者のそういった施策にかかわっている施設なんで、採算を度外視して、これを自分たちでやらなければおかに受けるところがないから、やっぱり使命的にやっついこうとそういった中から、今度もまたそういったふうに芦屋町は2件ふえますし、この2件ふえただけで足りるかといったら、やっぱり十分なサービスをしていくという点では足りないんで、もっとふやしていく必要があるんですけど、こういったふうに最初から赤字が出るというふうな状況の中で、やっぱりなかなかそういったところに参入してくる業者も少なくなってくると思います。確かに、別個にですね、さっき言った四つの支援があるということだった——相談があるということだったけど、その中で1件につき3,000円の報酬が出る相談もあります。ただ、この相談を受けたとしても、今度はそれを補助金を申請するのに多くの資料を——書類を提出せないけん。その量だけでも半端ではないという問題。そして、それは全て包括してできないわけで、一件一件について全部書類をつくらないけんということですね、到底そういったふう

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

な時間的余裕がなくて、申請ができないとそういったものもあります。そういった中でではですね、やはり私は芦屋町としてもですね、そういった横出しサービス、そういったものも考えていくことが必要だと思いますが、その点理事者のほうでですね、どういったふうにお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

相談事業のいわゆる事業者に対する支援ということのご質問でございますが、ご存知の議員ももうよく、社協の理事もされておられますので、その辺の内容はよくご存知かと思いますが、利用者は遠賀町の事業者、それから芦屋町外の施設を利用してさまざまな相談ケースが考えられるわけでございます。広域的な視点、それから利用といった現状もあるわけであります。遠賀郡または中間市が入った自立支援協議会などの枠組みで、まずは現状を把握することが第一ではないかと思っております。川上議員が今言われた社協は最近 11 月に始めたばかりですので、今後の推移を見守って、今おっしゃられたことは今後の課題ということで、ご容赦いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは次にですね、先ほど言った社協の参入の問題ですけど、こういった相談事業をやるというふうになれば、障害者は知的障害、精神的障害、身体的障害という三つの障害があって、やはりそれぞれにやっばり個人のプライバシーの問題があります。それを受けて相談を受けるのにですね、やはりプライバシーを守るために、まず第一に相談所をつくるということがそういった施設にとっては一つの課題になります。今、お手元に資料を配っていますけど、資料の 5 と 6 ですね。5 にみどり園の相談室ということで、これはみどり園の相談室の入口です。6 に相談室の中の状況ということで、相談室の中になっております。もともとこの相談室というのは、みどり園は陶芸室であったのをですね、この事業を受けたときに個人のプライバシーを守らなければいけないということで、相談室を個室としてつくってですね、この中でいろいろな相談を受けているという、こういった状況になっています。

今度ですね、11 月に社協がこういった相談を受けるというふうになればですね、今の社協のスペースをみますと、こういったふうに個人のプライバシーが守られるようなそういった部屋はありません。そういった点ではですね、そのこういった相談室をちゃんと確保してって障害者のプライバシーを守っていくという、そういった問題が必要になっています。

それと、これは 1 から 4 までですね、社協のトイレの状況を写しています。1 番目にですね福祉会館の男女兼用トイレということで、福祉会館のトイレはですね、一番突き当たりの左にある白いのが男性用のト

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

イレの便器です。その右手にあるドアノブのついているのが女性用のトイレになっています。それで男性がですね、しているときに女性が入っていったりしたら、ちょっとやっぱりなかなかもう入れなくて、すぐ出るとか、また女性がトイレに入っていたら、男性が入ってきてトイレから出られなくなるとかそういったように、今の現状の中ではトイレの状況にはそぐわないようなそんな形態にもなっています。それと、ここに併設して障害者用のトイレもついています。2番目にあるようにですね、ここを入っていくのに狭い昔の廊下で、車椅子では大変通りにくい通路となっていますし、中身も3で見ればわかるようにですね、本当に旧式のトイレで、今役場の障害者用のトイレなんかを見ればオストメイトとかいろいろな設備も整ってですね、してありますけど、本当に旧式の中も狭いですね、車椅子で入ればもういっぱいになるようなトイレです。それからそのトイレの仕切りも4にあるようにですね、アコーディオンカーテンで仕切られているということで、ちょっとこれは福祉会館で今後相談事業をやる中で、多くの障害者が訪れていく中でですね、またボランティア活動をされている方々がですね、使用していくという点では、ちょっと今の現状ではあまりにもひどいんじゃないかなと思うんですが、こういったものについてもですね、特に相談室は相談事業をやる上では必ずつくらなければいけないものです。

町長、この写真を見て、そういった点でこの現状をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

だから設備、施設のことなんでしょうが、社会福祉協議会から要望、まず要望をあげていただきますよね、全てこういう公共施設において、学校は学校からの要望だとかいろいろな要望があがるわけですが、この件につきまして、担当に聞きましたところ要望は上がってきていないということですね、先ほども申し上げましたように、議員、社協の役員でございますので、ぜひ社協の中でですね、こういう写真を役員、理事会でも諮っていただきましてその要望をですね、まず町のほうに出していただくということが第一ではないかと思っておりますので、答弁はそれくらいでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この問題は社協の中の理事会でも出てきている問題ですし、理事にはやっぱり役場からも福祉課長も出ておりますね。それと先ほど第一点目の福祉会館の問題も言ったように、福祉会館自体は町のもので、やはり主体的には町がしなきゃいかんということで、やっぱり社協のほうはなかなか言いにくいとかいうこともありますが、ただ今回はこういった相談事業をやる点になればね、私はトイレという問題も相談所をつくらないというものがあるので、それに付随して、また障害者が利用するトイレとかそういったものも、やっぱり今の時代にふさわしいように改修していくべきだと思いますので、当然社協のほうからもち

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ちゃんとした正式にですね、要請として、要望を出すべきだと思いますが、そのときにはですね、ぜひですね、当然 11 月から相談事業もやるわけですから、そういった点ではプライバシーが守れるような相談事業であるようにするためにですね、改修をしていただきたいというふうに思います。

続いてですね、3 点目のプレミアム商品券について伺います。まず、第一点目プレミアムつき商品券の経済効果はどうであったのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

プレミアム商品券の経済効果はどうだったのかについてお答えいたします。

今年度につきましては、4 月からの消費税率引き上げに伴い、特に 4 月～6 月において消費者の買い控えなど消費の落ち込みが懸念されることから、消費の落ち込みを緩和し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、県の中小企業振興課より、一定基準の商品券の増額を行えばプレミアムの一部助成を拡充することとなり、芦屋町においても商工会と協議を行い、今年度につきましては、1 億 1,000 万、10%のプレミアムつきの「にこにこ商品券」を発行することとなりました。商工会より 5 月 25 日に 2,200 万、6 月 29 日に 4,400 万、10 月 15 日に 1,650 万を発行し、12 月 14 日に 2,750 万を歳末大売出しと連動して発行する予定でございます。

商品券につきましては、いずれも短期間で完売しているとのこと。にこにこ商品券については、町内での消費に限定されているため、町内の事業者及び消費者にとっても効果は十分にあると考えております。また、商工会が行っているアンケート結果からも、通常の買い物、食料品や生活必需品、日用品の購入などに使用する方がメインであることから、一般小売店では一定の効果があったのではないかと考えられます。

通常の商品券、額面 500 円については、アンケートを見る限り、2～3 割の方は、「商品券がなければ町外で購入する」と答えており、商品券を発売することにより、一部消費の町外流出を防いでいるのではないかと考えております。

高額商品券では、事業所への聞き取りの結果、「商品券があったから工事を受注した。」という声が多数ありました。また、町外事業所の町内流入への対抗手段として、高額商品券の発売を積極的に活用し、受注につなげた事業所もあったということでございます。お客様についても感謝されているという声が聞かれているということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

わかりました。

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

次の 2 点目のプレミアムつき商品券に対するの町民の反応はどうであったのか。今の答弁もあったようですが、これについてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

2 番目のプレミアムつき商品券に対する町民の反応はどうだったのかという形で、この 10% のプレミアムがつくということで、大変喜んで購入されているということを知っております。事業開始 6 年を経過しており、認知度も高まり、売り切れる時間も年々短くなっているということになっております。また、町民の要望に応じまして、24 年度より高額商品券の発行、額面は 1 枚 5 万 5,000 円になります。26 年度につきましては、10 月の発売において、高齢者を対象にした先行販売を行いました。多くの方々に購入していただくため、通常の折り込みの周知だけではなく、敬老会に商工会の職員が出向いて行きまして、ここに商品券のチラシ等を配り、宣伝をした結果、多くの方が先行発売という形で購入されたということを知っております。

通常の商品券は高齢者の方々が生活必需品等の購入に、高額商品券については住宅関連の工事・修理に活用されており、町民の反応はよいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

このですね、高額商品券については、——プレミアム商品券については、やはり暮らしが助かりですね、本当に地域経済の活性化に繋がるということですね、私は大変評価しているものですが、特に今回ですね、高額の 100 万円までのをつくりました。私もこの間一貫して、住宅リフォーム助成制度の創設をということでこうやってきたわけなんですけど、そういった点では、この高額商品券で住宅リフォームを行うというそういった方もですね、ふえてきています。それで高額についてはですね、やはり、住宅関係のリフォームで使ったのはどのくらいあったんでしょうか。わかりますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

全体として 84 件の購入がありまして、その中で 49 件の工事関係、住宅関係の修理がっております。全体の割合としては 75.9% という形になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この住宅リフォームに関しては、例えば100万円の商品券で住宅のリフォームを行うというふうなことになっておるんですね。例を挙げれば外壁をつくろうと思って、やりかえようと思ってですね100万円のこれを申し込みます。外壁を扱うわけなんです。そのときにやはり外壁を扱ったときに、例えば風呂も浴槽をやりかえるのにやはり外壁を当たらなければならないので、まあ外壁をやりかえて、またあとからやるという点では手間ですから、一緒にやりかえたらどうですかということで、そしたらその風呂、浴槽と一緒にやりましょう。そして浴槽を当たったら、台所の壁を扱わないといけないようになったので、そのときに台所もやると。台所を扱ったら今度はキッチン収納庫とかそういった分もやりかえましょうということになります。それと外壁を扱ったときに、サッシも古いからサッシもやりかえましょうとなります。サッシもやりかえて、そして今度はサッシをやりかえたら、ロールカーテンつけたらどうですかということで、ロールカーテンをつけるということで、100万円のリフォームをやるのに

100万円の経済効果だけではなくて350万から400万ぐらいのですね経済効果が出てくるということで、これは額面だけじゃなくてそれ以上のやっぱり広がりがあると思いますし、何よりもそれを地元の業者でやってくださいということになるのでね、そういった点で大きな影響があると思います。100万円というので、100万円だったら10万円のプレミアがつくということで、やっぱりそれがほしいから当日発売日は早い人で7時すぎぐらいから並んでですね、やっぱりこれにはずれたら、100万円のリフォームを考えているけど、10万損するから早くこないけんということで来ています。おそらく10時くらいには全部全て完売したというふうに聞いていますので、そういった点では住民にとって本当に必要な制度ではないかなと思っています。ただやっぱり、これについてもですね三点目のこの制度の問題点についてどういったふうに考えるかということで、今までの中でこういった点が問題なのかということを確認されているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今後のこの制度の問題点としましては、今後も継続して発売していく場合、財源の確保というところが一番の問題となってくるのではないかと考えております。現在はこのプレミアム率、町が5%負担、県が3%、商工会が2%を負担をしておりますが、もし、県の負担がなくなった場合のこの負担割合をどうするのかというところが、商工会との協議が必要となってくるのではないかと考えております。

それと、あと消費者ニーズに合わせた、商品券の発行金額やプレミアム率等、社会経済状況の変動に応じて対応していく必要があるのではないかと考えております。

できるだけ多くの方が、購入できるような仕組みづくり、公平性や透明性、それとあと周知の方法を考え

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

いろいろな問題点等もあると思いますし、特に高額の場合について、例えば住宅リフォームする場合だったら、やっぱり100万円ということで大きな金額がすぐなくなっていくわけです。そういった点ではですね、例えば糸島市なんかプレミアムつき商品券でリフォームをやっていますけど、ここの中ではですね、その商品券の中で内訳を決めて、例えば住宅リフォーム分が2, 200万円。一般の商品券の分が8, 800万円ということで、中の区割りをしてからやっているという点で、そういったニーズを確保しようということもやっている自治体もあります。

それから、私は一番問題なのはですね、この確かにさっき言ったように町が5%、県が3%、商工会が2%ということで、一般的にはこの券がなくなってくる部分もあるかわからんですけど、確かに商工会が2%出しているので、結局この事業をやるのは商工会の会員さんだけということに限られています。ところが、やっぱりこれを町が5%出しているんであれば、町は5%というのは基本的には税金でしかありません。皆さん方が負担しているということです。ですから、商工会の会員さんの業者だけしかできないという点ではね、そこら近所ちょっと税の公平性から見ればですね、おかしな面が出るんやないかなというふうに思っております。

例えば太宰府市なんかでは、これはやはり同じように商工会がやっているわけですけど、これについてはですね、全ての市内の事業を有する事業者対象となっております。商工会に入っていないでもいいですよ。それで、差別化はどうしているかといったら、換金手数料で、商工会の会員さんは1%、非会員は4%ということにして、そういったことで全ての事業者、市内事業者に仕事が回るようにしている。というそういった点ではそこら近所も考えるべきじゃないかなと思いますし、もっと言えば、私はもともとこれを商工会に負担させるのではなくて、やはり住宅リフォーム制度のように町自体がやっていけば、そこら近所が全ての町内事業者に公平に事業を受注させることができるというそういったふうに考えますので、ただその形としては住宅リフォーム助成制度でも、プレミアム商品券でも、とにかく住宅リフォームをやっている地域が活性化すれば、私はいいと思いますので、そういった点ではですね、そういったものも含めながら、今後検討すべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

町としましても、このプレミアム商品券につきましては全ての商店、事業者を対象としてやっていただき

平成 26 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

たいと思います。ただ、今、川上議員が言われましたその手数料関係、会員、非会員というところがやっぱり商工会のほうも出ておりますので、今後検討していくというところはちょっとあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

住宅リフォーム助成制度もですね、福岡県内でもやはり過半数の自治体が住宅リフォーム助成制度を取り組むようになりました。やはり、今の経済状況を見たらやっぱり本当に小さな町では地元の仕事が落ちないというそういったものがありますので、どこの自治体も自分のところの事業者をどう育成するかという点ですね、こういった制度をつくってやっていっていると思います。そういった点ですね、改善もしながらですね、また来年度についてもですね、私は基本的には枠を広げてですね、やっていただきたいというように考えてますが、その点はいかかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

来年度についてという形になります。消費の増税は1年半先送りされまして、中小零細企業の景気回復という点では、依然厳しい状況というふうに考えております。そのため、景気対策や消費の増大・継続を促すためは、来年度についても実施していく方向で商工会と調整を行っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本当に暮らしが助かりですね、地元事業者、地域の活性化につながるですね、こういった制度を今後も大きく広げていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。